

青森県後期高齢者医療広域連合告示第9号

青森県後期高齢者医療広域連合指定金融機関を次のとおり指定したので、地方自治法第292条において準用する地方自治法施行令第168条第9項の規定により告示する。

平成19年4月10日

青森県後期高齢者医療広域連合長 佐々木 誠



1 指定金融機関の名称及び位置

株式会社青森銀行 青森市橋本一丁目9-30

2 指定年月日

平成19年4月1日

3 取扱店舗及び総括店

(1) 取扱店舗 本支店

(2) 総括店 新町支店 青森市新町二丁目2-7

4 取扱事務

公金の収納及び支払